平成 25 年度

大沼田増圧場NO.2　擁壁及び立入防止柵等改良工事

設 計 書

足 利 市

総括表

平成25年度	工事番号	W-11	現　説 有・無	指　名 随　意 条件付一般	部長専 選考委	前金払 有・無	部分払 （回）	国・県 市・受	併　合 施　工

工事名	大沼田増圧場NO.2　擁壁及び立入防止柵等改良工事

工事箇所 予算額	足利市大沼田町 千円　　予算対比額	過不足理由 ・予算措置	

予算科目	款	項	目	事	節

請負工事費計	
工事価格	
消費税相当額	

工事概要

L型擁壁(H=1000)	16.0m
立入防止柵(H=1800)	27.4m
門扉(H=1800 W=3000 両開き)	1箇所
送水ピット嵩上げ(H=800)	1箇所
電気設備	1式

【設計理由】
平成25年度予算による。

予定工期	月　日～　月　日まで　　日間

数量総括表

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規　格	単　位	数量（前回）	数量（今回）	摘　　要
＊＊本　工　事＊＊					
基盤整備		1式			Y141000
施設撤去工		1式			Y241100
構造物取壊し工		1式			Y341110
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し		m3		0.7	Y441111
コンクリートはつり		m3		0.3	Y441112
立入防止柵撤去		m		4	Y441113
送水ピット蓋撤去		枚		6	Y441114
殻処理運搬		1式			Y441114
敷地造成工		1式			Y241200
盛土工		1式			Y341240
流用土盛土		1式			Y441241
発生土盛土		1式			Y441242
擁壁工		1式			Y241600
作業土工		1式			Y341610
床掘		1式			Y441611
埋戻		1式			Y441612
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工		1式			Y341630

数量総括表

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規　格	単　位	数量（前回）	数量（今回）	摘　　要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄL型擁壁		m		16	Y441631
立入防止柵工		1式			Y241500
立入防止柵工		1式			Y341510
立入防止柵	メッシュフェンス　H=1800	m		27.4	Y441511
門扉	メッシュフェンス H=1800 両開き W=3000	箇所		1	Y441512
標示板	立入禁止、大沼田NO.2	枚		5	Y441512
送水ピット嵩上工		1式			Y241500
送水ピット嵩上		1式			Y341510
コンクリート嵩上	H=800 現場打	箇所		1	Y441511
軽量蓋設置		1式			Y341530
軽量蓋		枚		1	Y441531
舗装工		1式			Y241500
舗装準備工		1式			Y341510
不陸整正		m2		42	Y441511
アスファルト舗装工		1式			Y341510
上層路盤		m2		42	Y441511
表層		m2		42	Y441511
増圧場付属施設工		1式			Y241500

数量総括表

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規　格	単　位	数量（前回）	数量（今回）	摘　　要
境界設置工		1式			Y341530
境界鋲		枚		4	Y441531
仮設工		1式			Y241500
仮設敷鉄板工		1式			Y341540
敷鉄板設置撤去		ｍ２		45	Y441549
電気設備工		1式			Y143000
増圧電気設備		1式			Y243200
電気設備		1式			Y343210
電気材料		1式			Y443213
電柱・電気盤基礎		箇所		3	Y443214
電線管埋戻		1式			Y443215
電気設備撤去・据付		1式			Y443216
埋設シート敷設		m		6	Y443216
東電・NTT架空線工		1式			Y443217
電気仮設工		1式			Y443217
＊＊直接工事費＊＊		1式			
運搬費		1式			
共通仮設費（率分）		1式			

数量総括表

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規　格	単　位	数量（前回）	数量（今回）	摘　　要
＊＊共通仮設費計＊＊		1式			
＊＊純工事費＊＊		1式			
現場管理費		1式			
＊＊工事原価＊＊		1式			
一般管理費等		1式			
契約保証費		1式			
＊＊一般管理費等計＊＊		1式			
＊＊工事価格＊＊		1式			
＊＊工事価格計＊＊		1式			

大沼田増圧場NO.2 擁壁及び立入防止柵等改良工事

【数 量 計 算 表】

工種・種別・細別	規格・寸法	単位	計　　算　　式	数量
【増圧場整備】				
施設撤去工				
構造物取壊し工				
コンクリート構造物取壊し		式		1
コンクリート取壊し	無筋	㎥	0.15*0.65*4+0.7*0.96*0.5 =0.73	0.7
コンクリートはつり		式		1
コンクリートはつり	t=6cm	㎡	構造図参照 0.26 =0.26	0.3
立入防止柵撤去		式		1
ネットフェンス撤去	H=1500	m	4 =4.0	4
送水ポンプピット蓋撤去		式		1
蓋版撤去		枚	6 =6.0	6
殻運搬処理		式		1
Co殻運搬処理	無筋、コンクリート柱・ブロック含む	㎥	0.15*0.65*4+0.26*0.06+0.7*0.9*0.5+0.15*0.15*3.3*72+0.08*0.08*3.3*50+1*2*0.5+2*2*0.5 =10.12	10
発生材(金属くず)運搬処理	蓋，ネットフェンス，金網	t	0.05*6+0.009*4+0.3 =0.64	0.6
敷地造成工				
増圧場盛土工				
流用土盛土		式		1
埋戻(小規模)	機械	㎥	((49.26-0.45-0.56-4.839-0.2*0.2*18-0.5*0.5*2)*0.46)-8 =11.41	11

大沼田増圧場NO.2 擁壁及び立入防止柵等改良工事

【数 量 計 算 表】

工種・種別・細別	規格・寸法	単位	計　　算　　式	数量
発生土盛土		式		1
埋戻(小規模)	機械	㎥	17.6-9.6 =8.00	8
擁壁工				
作業土工				
床堀		式		1
床堀(小規模)	機械	㎥	1.1*16 =17.60	18
埋戻		式		1
埋戻(小規模)	機械	㎥	0.6*16 =9.60	10
プレキャスト擁壁工				
プレキャストL型擁壁		式		1
L型擁壁	H=1000	m	16 =16.0	16
立入防止柵工				
立入防止柵(メッシュフェンス H=1800)		式		1
立入防止柵	メッシュフェンス H=1800	m	27.4 =27.4	27.4
門扉(メッシュフェンス W=3000 H=1800)		式		1
門扉 (メッシュフェンス用)	H=1800 W=3000 両開き	箇所	1 =1	1
標示板(立入禁止、大沼田増圧場NO.2)		式		1
標示板	立入禁止	枚	4 =4	4

大沼田増圧場NO.2 擁壁及び立入防止柵等改良工事

【数 量 計 算 表】

工種・種別・細別	規格・寸法	単位	計　　算　　式	数量
標示板	大沼田増圧場NO.2	枚	1 =1	1
送水ピット嵩上工				
送水ピット嵩上				
コンクリート嵩上(H=800 現場打)		式		1
コンクリート嵩上	H=800 現場打	箇所	1 =1	1
間詰コンクリート	無筋	箇所	1 =1	1
コンクリート穴埋補強	配線撤去後	箇所	1 =1	1
軽量蓋		式		1
軽量蓋	2310*2310 強化硬質ウレタン樹脂発砲体(FFU)	箇所	1 =1	1
舗装工				
舗装準備工				
不陸整正		式		1
人力路床均し		㎡	42 =42	42
アスファルト舗装工				
上層路盤		式		1
上層路盤	M-40 t=12cm	㎡	42 =42	42
表層		式		1
表層	再生密粒As(13)-50 t=4cm	㎡	42 =42	42

大沼田増圧場NO.2 擁壁及び立入防止柵等改良工事

【数 量 計 算 表】

工種・種別・細別	規格・寸法	単位	計　　算　　式	数量
増圧場付属施設工				
境界設置工				
境界鋲		式		1
境界鋲	5cm×5cmプレート	個	4 =4	4
仮設工				
仮設敷鉄板工				
敷鉄板設置撤去		式		1
敷鉄板設置撤去	1524*3048*22	㎡	1.5*3*10 =45	45
敷鉄板賃料		枚	10 =10	10
【電気設備工】				
増圧電気設備				
電気設備				
電気材料		式		1
低圧ケーブル	600V	式	1 =1	1
制御ケーブル		式	1 =1	1
接地線		式	1 =1	1
接地付属品		式	1 =1	1
電線管		式	1 =1	1

大沼田増圧場NO.2 擁壁及び立入防止柵等改良工事

【数 量 計 算 表】

工種・種別・細別	規格・寸法	単位	計　　算　　式	数量
電線管付属品		式	1 =1	1
キャビネットスタンド	移設テレメータ盤用	基	1 =1	1
電柱（引込柱）	7m-14cm-150kg	本	1 =1	1
電柱装柱材		式	1 =1	1
電柱・電気盤基礎		式		1
電柱根巻き基礎	W500*500-H500	箇所	1 =1	1
増圧ポンプ盤基礎	W700*800-H500	箇所	1 =1	1
テレメータ盤基礎	W900*500-H500	箇所	1 =1	1
電線管埋戻		式		1
電線管埋戻	山砂	㎥	(1.7+1.9+2+0.3)*0.3*0.4 =0.7	0.7
埋設シート敷設		式		1
埋設シート（電気用）	埋設電線管部	m	1.7+1.9+2+0.3 =6	6
電気設備撤去・据付		式		1
電気設備撤去・据付	移設・撤去・据付（電柱含む）	式	1 =1	1
東電・NTT架空線工		式		1
工事申請費	東京電力・NTT	式	1 =1	1
電気仮設工		式		1
仮設制御盤・仮設電柱設置撤去		式	1 =1	1

施設改良工事特記仕様書

第１節　　一般事項

1．1　適用範囲及び優先順位

本工事の請負者は、監督員の指示を受け、設計書、設計図書、本特記仕様書のほかに以下の仕様書等に準拠して工事を施工するものとする。

各仕様書の優先順位は、本特記仕様書を優先するものとし、それ以外のものに就いては監督員と協議のこと。

（１）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械・電気設備工事編）
（２）足利市水道部管工事仕様書
（３）栃木県土木工事共通仕様書
（４）足利市土木工事仕様書
（５）足利市電子納品運用ガイドライン
（６）足利市建設副産物の管理基準

1．2　法令・法規の遵守

請負者は、本工事の施工にあたり、以下の関係法令に従い施工するものとする。

（１）建設業法
（２）日本工業規格(JIS)
（３）電気事業法
（４）電気設備技術基準
（５）内線規程
（６）電力会社供給規程
（７）電気用品安全法
（８）電気規格調査会標準規格(JEC)
（９）日本電機工業会標準規格(JEM)
(10) 電線技術委員会標準規格(JCS)
(11) 日本照明器具工業規格(JIL)
(12) 日本水道協会規格(JWWA)
(13) 建築基準法
(14) 消 防 法
(15) 労働安全衛生法
(16) 建設工事公衆災害防止対策要綱
(17) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
(18) 再生資源の利用の促進に関する法律
(19) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(20) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(21) 足利市契約規則
(22) その他の関係法令

特許及び実用新案登録等工業所有権に抵触するものについては、請負者の責任において処理すること。

1．3　関係官公署への諸手続き

工事施工に必要な関係官公庁に対する諸手続きは、監督員と協議のうえ、請負者の責任により処理するものとする。但し、これに要する経費は請負者の負担とする。

請負者は、請負金額５００万円以上の場合、工事実績情報サービス（CORINS）に登録し、監督員に報告すること。変更契約があった場合も変更登録し、同様に報告すること。

1．4　提出書類

請負者は、次の書類を提出しなければならない。

（1）工事前及び途中の書類

①実施工程表	２部
②施工計画書	２部
③機器製作図の承諾図	２部
④施工図の承諾図（必要に応じて）	２部
⑤検査試験成績書	２部
⑥工事打合せ簿	２部
⑦そ の 他	

（2）完成時の書類

①工事完成図書	２部
②工事記録写真帳	２部
③施工管理報告書	１部

各種書類は、添付図面等が容易に見開き出来るように配慮し、且つ施工範囲は赤色で着色すること。また、市で決済印等を押印出来るように表紙を付ける等様式に配慮すること。

1．5　工事の着手および書類の提出

請負者は、工事契約締結後、速やかに現場を熟知のうえ監督員と設計施工について打合せを行うこと。尚、工事打合せ事項に就いては、その都度『工事打合せ簿』を作成し、次回打合わせ時に監督員に提出すること。

請負者は、打合せを踏まえ『施工計画書』を作成して提出し、監督員の承諾を得てから工事に着手すること。特に稼動施設の改良工事に就いては、施設の機能を損なうことがないように特段の配慮をし、断水事故等のないように計画をしなければならない。

請負者は、設計図書に従い、必要に応じ現場実測等を行なって、承諾図を製作し『機器設計製作図の承諾図』および必要に応じて『施工図の承諾図』を提出し、監督員の承諾を得てから機器製作に掛かること。

工事着手前に、足利市契約規則に定める「使用材料申請（承認）書」、「部分下請負通知書」および「建設業退職金共済証紙購入報告書」を提出しなければならない。

1．6　工事施工中

現場の施工に際しては、事前に関係住民および運転管理担当者等に充分な説明をして理解を求めること。苦情等が出たときは、何時であっても真摯に対応しなければならない。

請負者は、工事遂行に必要な人員を配置し、作業の節目もしくは一定の期間ごとに工程表を検討し直して工事を遅滞なく完了させるよう努めること。

交通整理等の必要が生じた場合は、すみやかに専門の交通整理員を配置して、整理に当らせること。渋滞等が発生した場合は、必要に応じて工事を一時中断しなければならない。

1．7　立会い検査等

材料搬入時及び作業途中で、必要に応じて立ち会い検査および工事検査、完了確認立会い検査等を実施することがあるので、あらかじめ監督員と協議しておくこと。

材料検査の際は『材料検査願』を提出すること。また工場検査についてはあらかじめ『検査要領』を作成し検査項目を定め、検査終了後は『検査試験成績書』を作成し、立会い写真とともに監督員に２部提出すること。

1．8　産業廃棄物の処理

1) 建設副産物（建設発生土、アスファルト塊、コンクリート塊、建設発生木材、 建設汚泥等については「足利市の建設副産物管理基準」に従い処理すること。

建設発生土の処理については原則場内処理とし、処理する場所、仕上げ方法等は監督員を通じて南部浄水場担当者と協議すること。これにより難い場合は別途協議する。

2) 建設副産物以外の産業廃棄物が発生する場合は、関係法令に従い、処理施設に持込むものとする。搬出運搬費および処理施設受入れ費用まで本契約に含むものとする。写真および処理施設の受け入れ書類(マニフェスト)などを含む産業廃棄物の処理記録を作成し監督員に報告し、施工管理報告書に添付するものとする。

1．9　電子納品

すべての工事において、最終成果品（工事完成図書、工事記録写真帳、施工管理報告書）について電子納品の対象である。

成果品は「足利市電子納品運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）に基づき、作成したデータを CD-R に格納して原則（正）・（副）の成果品として２部提出する。

本工事においては、１部はプリンターにて印刷したもの、写真の場合は、印画紙に焼き付けたもの等での納品とし、CD-R の扱いや製本方法等については監督員と協議すること。

請負者は、完了検査において、提出した電子納品データが「ガイドライン」に基づき作成されているかどうかを監督員立会のもと確認する。検査方法については、別途協議する。

1.10　現場代理人の専任関係

足利市が発注する工事で、次の要件を満たす場合は、現場代理人の兼任を認めることとする。ただし、兼任を認める期間は、本工事の未着手・中止期間中に限る。兼任を認める工事の件数は２件までとし、いずれも請負代金額が２，５００万円未満であること。

☑ 兼任可　　□ 兼任不可

1.11　工事写真

請負者は、工事中の写真を撮影し、工事着手前、施工中、完成時の工程順に整理編集して、『工事記録写真帳』を提出すること。

撮影箇所、頻度等あらかじめ撮影管理基準を定め、施工計画書に記載することにより監督員の承諾を得ること。

写真帳の見開き各ページの左上に、必ず案内図を添付し、撮影方向などを矢印、番号等で記入すること。一連の作業は同じ方向から撮影するなど工夫してまとめること。

監督員の立ち会いが必要な項目があるので、あらかじめ協議しておき、撮り逃しのないよう努めること。

1.12　完成図書

請負者は、工事完成時に、維持管理上必要な『完成図書』を作成して、製本されたものを提出すること。

なお、製本は、監督員に書類の過不足訂正等を確認した後に黒表紙金文字製本をすること。
完成検査までは１部のみリングファイル等にて提出し、検査終了後に２部の製本を作製するものとする。監督員と協議のうえ段取りをすること。

完成図書に添付するものは通常、下のものとする。

①取扱説明書（設備全体のもの、および機器個々のもの）
②完成図面（施工箇所を赤色で着色）
③展開接続図
④検査試験成績書（工場検査試験等を含む）
⑤予備品表
⑥施工図
⑦契約関係書類
⑧材料検査願
⑨その他

施工管理報告書に添付するものは、通常下記のものとする。

① 品質管理総括表
② 出来形数量調書

③ 工事使用材料数量調書

④ 納品票の写し

⑤ 産業廃棄物処理記録

⑥ その他

必要に応じて単体構造物管理図表、コンクリート配合報告書、コンクリート温度管理図表、出来形管理図表等を用いること。

また提出する必要はないが、完了検査時に工事日報、安全管理関係書類等（ＫＹ活動記録、新規入場者教育記録等）の提示を義務付けるものとする。

1.13　完成検査

工事完了後は足利市契約規則に定める「完成（皆納）通知書」を「工事記録写真帳」「完成図書」および「施工管理報告書」とともに提出し、市検査職員による完成検査を受けること。検査当日は現場代理人、主任技術者等も必ず出席すること。

検査日は、「完成（皆納）通知書」提出後、おおむね２週間以内とするが、検査職員の都合により指定されるので日程をあけておくこと。

完成検査合格後は足利市契約規則に定める「工事目的物引渡通知書」を遅滞なく提出すること。

検査時に指摘されたことに就いては真摯に対応するとともに、手直し等指示された場合は監督員と協議のうえ、遅滞なく行うこと。

1.14　型番の解釈

形状･機能･性能等が明記困難な機器材料類は、参考型番等を記入して理解を容易にしたものであり特定するものではない。

1.15　施工範囲

本仕様書に基づく設備機器材料類の製作加工・運搬据付・試験調整および運転操作担当職員に対する説明までの一切を含むものであり、責任施工を原則とする。

1.16　軽微な変更

工事施工上、構造物、付帯設備等の関係で起こる軽微な変更は、監督員の承諾を得て変更する事ができる。この場合は変更契約を伴わないが、打合せ記録簿に経緯を残すこと。

1.17　疑義の解釈

請負者は、設計書、仕様書に関連して疑義が生じた場合は監督員と協議するものとし、『打合せ記録簿』に経緯を残すこと。

第２節　電気設備工事

２．１　工事範囲

２．１．１

1)増圧ポンプ制御盤・テレメータ盤移設	１式
2)動力・電力・ＮＴＴ引込	１式
3)上記に関連する配線・配管工事	１式
4)制御盤基礎工事	１式
5)引込柱及び配線・配管撤去	１式
6)仮設工事（仮設電柱・仮設盤）	１式
7)試運転調整	１式
8)その他	１式

２．１．２　主要構成

1)増圧ポンプ制御盤（移設）	１基
2)テレメータ盤（移設）	１基
3)引込柱（新設）	１本
4)引込開閉器箱（新設）	１個
5)保安器収納箱（新設）	１個
6)防犯灯 LED　（新設）	１個

２．２．　　工事仕様

２．２．１　仮設工

仮設にて動力電源の引込み（仮設電柱）及び仮設ポンプ盤を制作し、機場停止時間を出来るだけ短くし、工事を円滑に進めるものとする。

1)仮設ポンプ盤仕様

ポンプ１台を手動にて動かせるものとする。

２．２．２　試運転調整

既存同様の機能が損なわれていないことを確認すること。

２．２．３　その他関連工事

本工事で予期せぬ工事が発生した場合には、完了検査後であっても真摯に対応すること。